

輸出入される知的財産侵害物品でお困りの方々に対し、
侵害物品を効果的に水際で食い止めるための方策についての
アドバイスや必要な情報を提供しています。

お気軽に
ご相談ください

知的財産侵害物品の取締り WEB SITE

- 侵害物品の取締り
- 認定手続
- 差止申立制度等
- 専門委員制度
- 関連情報
- 特設ページ など



詳しくはWEBサイトをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/>



知的財産侵害物品取締の取締り お問い合わせ

知的財産センター

(東京税関業務部総括知的財産調査官)

電話番号

03-3599-6260

制度について、詳しく知りたい場合は、最寄りの税関にお問い合わせ下さい。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ■ 函館税関 …………… 0138-40-4255 | ■ 神戸税関 …………… 078-333-3156 |
| ■ 東京税関 …………… 03-3599-6369 | ■ 門司税関 …………… 050-3530-8366 |
| ■ 横浜税関 …………… 045-212-6116 | ■ 長崎税関 …………… 095-828-8664 |
| ■ 名古屋税関 …………… 052-654-4116 | ■ 沖縄地区税関 …… 098-894-6706 |
| ■ 大阪税関 …………… 06-6576-3318 | |

各税関・業務部知的財産調査官



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

2023.04

輸出入される
知的財産侵害
物品でお困りの
方々に対し、
侵害物品を
効果的に
水際で食い
止めるための
方策についての
アドバイスや
必要な情報を
提供しています。

The goods infringing
IPRs may be confiscated
and destroyed by
Customs

知的財産 侵害物品 差止申立制度



CUSTOMS BORDER ENFORCEMENT



知的財産侵害物品差止申立制度とは

1 知的財産侵害物品差止申立制度とは

知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は不正競争防止法（以下、不競法）によって保護される利益に係る権利を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されるおそれがある場合に、税関に対し、当該貨物の輸出入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度です。権利者の差止申立てにより、税関では、知的財産侵害物品に対し、より効果的かつ効率的な水際取締りを行うことができます。

《関税法第69条の4・第69条の13、関税法施行令第62条の3・第62条の17》

2 認定手続とは

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きが「認定手続」です。「認定手続」の結果、侵害物品であると認定された貨物は、税関による没収の対象となり、その輸出入が差し止められます。

《関税法第69条の3・第69条の12、関税法施行令第62条の2・第62条の16》

罰則等について

知的財産侵害物品は、関税法で輸出又は輸入できない貨物と定められており、これらの貨物を輸出入しようとした者には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課され、又はこれらが同時に課されることがあります。

《関税法第69条の2・第69条の11・第108条の4・第109条》

主な知的財産

特許権

通信の高速化、携帯電話の通信方式に関する発明

自然法則を利用した、新規性・進歩性のある発明



実用新案権

携帯性を向上させたベルトに取付け可能なスマートフォンカバーの形状に関する考案

物品の形状、構造、組合せに関する考案

不競法による差止請求権

周知表示を使用し、他人の商品等と混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品、営業秘密を侵害する製品、技術的制限手段を無効化する機器

著作権

創作性のある文芸、学術、音楽、ソフトウェアなどの著作物（著作隣接権を含む）

回路配置利用権

IC等の半導体の回路配置（マスクワーク）

商標権

電話機メーカーが自社製品を他社製品と区別するために製品などに表示するマーク

商品・サービスを区別するために使用するマーク（文字、図形など）を保護

意匠権

美しく握りやすい曲面が施されたスマートフォンのデザイン

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザイン



育成者権

植物の新品種



権利者から提供された情報を活用しています!

- 差止申立制度は、知的財産侵害物品が輸出又は輸入されようとする場合、認定手続を執るべきことを権利者が税関に対して申し立てる制度です。
- 差止申立制度では、権利者から、権利が有効であることを示す資料、侵害の事実を疎明するための資料、真正品と侵害品とを区別するための資料、その他取締りに有用な情報を提出していただいています。
- 申立てが受理された後、税関は、提出された情報を活用し、知的財産侵害物品の効果的かつ効率的な取締りに努めます。事前相談も受け付けておりますので、積極にご活用下さい。



特許権の侵害事案等、高い専門性が求められる分野においても、税関では、特許庁等の関係省庁との連携や、学識経験を有する者に意見を求める専門委員意見照会制度を活用し、適正な判断がなされるよう努めています。

特許庁等の関係省庁や学識経験を有する者と連携

侵害物品の発見



2

認定手続開始

侵害物品と認定

没収、廃棄、輸入者に積戻し命令

罰則

非該当と認定

通関



全国9つの税関のうち、いずれか1つの税関の知的財産調査官に提出していただきます。

税関の手続は、簡易で迅速です!

- 商標権・著作権・著作隣接権・育成者権・不正競争防止法（営業秘密侵害品を除く）の輸入差止申立てに基づく認定手続の場合、簡素な認定手続の対象になります（※）。
- 差止申立書は、全国9つの税関のうち、いずれか1つの税関の知的財産調査官に提出していただきます。申立てが受理された後には、全国の税関で差止申立てに基づく取締りが行われます。申立ての有効期間は最長4年間で、延長も可能です。

（※）令和5年10月から簡素な認定手続の対象に、特許権・実用新案権・意匠権・不正競争防止法（営業秘密侵害品）が追加されます。



1

事前相談

輸入差止申立書の提出

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を通じて、税関へ電子的に提出することも可能です。

受付・審査

申し立ての受理

約1ヶ月

差止申立ては、受付から通常約1ヶ月で、受理等を決定します。